

市民厚生常任委員会（12月18日）

開会（12：42）

○青島委員長 ただいまより市民厚生常任委員会を開会する。

当委員会に付託された議案は4件である。審査順序はお手元に配付の審査順表のとおり、市立病院、市民部、健康福祉部、こども未来部として進めたいと思うが、御異議はないか。（異議なし）

市立病院所管の議案の審査に入る。

議第103号「焼津市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、当局の説明を求める。

（当局説明）

○青島委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○秋山委員 先ほどの質疑のときのヒアリングで御説明いただいたんですけども、この条例の改正に伴う補正予算はないということで、もう一度御説明いただけますでしょうか。

○清水病院総務課長 金額的に不足するほど大きな金額ではないということで、現計予算の当初予算の範囲内で一応対応できるということになりますので、補正予算の今回の内容はございません。

以上でございます。

○杉田委員 先ほどの秋山委員の質疑の中で、病院管理者が8万1,420円の追加になるわけですね。追加になって、それで、全体、1年間で4.3カ月が4.4カ月になるということだと思うんですけど、病院管理者の給料の月額というのは70万8,000円でよかったですか。それでよくて、その4.4カ月でいいかどうか、確認です。

○清水病院総務課長 今の現行の条例ですけども、給与月額が、委員おっしゃいましたように月額70万8,000円です。条例の第5条第2項のところがございますけれども、計算が、給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た金額ということになっておりますので、70万8,000円に15%を掛けた、その金額の今回は影響額が0.1カ月分ということになりますので、計算しますと、先ほどちょっと総務部長のほうから答弁がありました8万1,420円が、その分が増額分ということになります。

○杉田委員 合計で、ちょっと済みません、計算できなかったのが、1.05掛けるのか。

○清水病院総務課長 そうです。単純にいうと、70万8,000円掛ける1.15が81万200円になりますので、それ掛ける0.1ということになります。4.4カ月にしますと、これ、81万4,200円掛ける4.4カ月分になりますので、改正後の年額が358万2480円ということになります。

以上でございます。

○青島委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。

○杉田委員 昨年もほかの件で討論はさせてもらっているんですけど、今のやっぱり市民感覚、今の市民の生活の実態、そういうことから考えたときに、今の病院管理者の給与全体、その4.4カ月、358万円近くというのは、給与そのものが一定の額をいって

る、そういうときに、人勸に基づいて、それに準じて、さらに8万1,420円を足すということについては、とても市民感覚と合わないと思うので、これについては反対いたします。

- 秋山委員 私も、この金額が高いか安いということは、ほかと比べてだとか、そういう評価のやり方というのはあるかもしれないんですけども、人事院勧告のものがこういった病院事業管理者のような職種に対する客観的なデータを持っているわけではない中でのことなものですから、この議案については反対いたします。

◇採決の結果、議第103号「焼津市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は賛成多数、原案のとおり可決すべきものと決定

- 青島委員長 以上で市立病院所管の議案の審査は終了した。

市民部、健康福祉部、こども未来部所管の議案の審査に入る。

議第93号「平成29年度焼津市一般会計補正予算（第5号）案」中、当委員会所管部分を議題とし、当局の説明を求める。

（当局説明）

- 青島委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

- 杉田委員 それでは、この補正の前の各部での人数の増減というのがあるのか。ただ人勸による、今までと人員は全然変わっていないんだけど、その部分の増加だけなのか、そういうものをちょっと教えていただけますか。

- 青島委員長 あるところが発言してくればいい。ない？

（発言する者あり）

- 杉田委員 増減ないということ？

- 青島委員長 だから、全体なし。

- 杉田委員 了解です。

- 青島委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。（なし）

◇採決の結果、議第93号「平成29年度焼津市一般会計補正予算（第5号）案」中、当委員会所管部分は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

- 青島委員長 議第95号「平成29年度焼津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）案」を議題とし、当局の説明を求める。

（当局説明）

- 青島委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。（なし）

質疑・意見を打ち切り、討論を許す。（なし）

◇採決の結果、議第95号「平成29年度焼津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）案」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○青島委員長 議第98号「平成29年度焼津市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）案」を議題とし、当局の説明を求める。

（当局説明）

○青島委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。（なし）

質疑・意見を打ち切り、討論を許す。（なし）

◇採決の結果、議第98号「平成29年度焼津市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）案」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○青島委員長 以上で市民部、健康福祉部、こども未来部所管の議案の審査は終了した。

以上で当委員会に付託されていた議案の審査は終了した。

これで市民厚生常任委員会を閉会とする。

閉会（13：07）